伊達市男女共同参画推進条例　概要

【制定の理由】

伊達市の現状

固定的な性別役割分担意識※やそれに基づく社会慣行が依然として根強く残っている。

＋

人口減少、少子高齢化の進展により様々な課題が懸念されている。

必要となるのは

全ての人々が性別にとらわれることなく、多様な生き方を認め合い、その個性と能力を発揮して自分らしく生きられる社会を実現することが必要。

伊達市男女共同参画推進条例を制定

市・市民・事業者・教育関係者による協働の下、男女共同参画を推進する。

※固定的な性別役割分担意識→「男は仕事・女は家庭」などのように、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的にわける考え方のこと。

【条例の構成】

前文	これからの伊達市が、市民一人ひとりが輝く活力と希望にあふれるまちとなるよう、男女共同参画を推進していくことについて、決意表明。
第一章	第１条　条例制定の目的を規定 第２条　各用語の内容を定義 第３条　基本理念について規定 ①個人の人権の尊重 ②男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮 ③政策・方針決定過程への男女共同参画 ④家庭生活と地域、職場、学校等の活動との両立 ⑤性と生殖に関する健康と権利の尊重 ⑥国際的協調 第４～７条 市、市民、事業者、教育関係者の責務を規定 第８～９条 禁止事項等について規定
第二章	第 10 条　男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画について規定
第三章	第 11 条～14 条　男女共同参画の推進に関して必要な事項を審議する組織である男女共同参画審議会について規定
第四章	第 15 条　雑則について規定

【条例の仕組】

基本理念

①個人の人権の尊重
②男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮
③政策・方針決定過程への男女共同参画
④家庭生活と地域、職場、学校等の活動との両立
⑤性と生殖に関する健康と権利の尊重
⑥国際的協調

４者の協働により男女共同参画を推進

市民の
みなさん

事業者の
みなさん

教育関係者の
みなさん

市

- 基本理念にのっとり男女共同参画を推進
- それぞれに連携・協働
- 性別による権利侵害等の禁止
- 公衆に表示する情報に関する留意

男女共同参画推進施策の実施

市は、男女共同参画の推進に関して基本計画を策定する。その計画に基づき総合的かつ計画的に施策を実施。

男女共同参画審議会

男女共同参画の推進に関して必要な事項を審議。

男女共同参画社会の実現